

## ●質問及び回答

対象案件： 札幌市水道局庁用自動車リース（ＨＶステーションワゴン）

| N o | 質問日  | 公表日  | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                                                             |
|-----|------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 5/13 | 5/27 | 入札公告の契約保証金について<br>弊社は保証金免除対象となりますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                             | 入札告示書第５項第３号ただし書きのとおり、札幌市水道局契約規程第25条各号の１つに該当した場合は免除の対象となります。                                                                                                                                    |
| 2   | 5/13 | 5/27 | 賃貸借期間について<br>①令和7年10月1日から令和15年9月30日までとなっておりますが、自動車は登録物品であり登録からご納車まで通常一週間程度を要します。10月1日にご納車する場合9月下旬の車両登録となりますが問題ありませんか。9月に車両登録しますと9月分よりリース料も発生、ご請求となります。<br>②またその場合リース満了日も登録日に連動した満了日となります。9月30日までの間はレンタカーご利用で問題ありませんか。<br>③支出予算減額の際に契約解除となる場合、中途解約金の精算は可能ですか。その場合第１５条８項の条項が適用となりますか。 | ①について<br>登録日がリース開始日前であることは構いませんが、リース開始日前の分の請求は受け付けられません。<br>②について<br>問題ありません。<br>③について<br>支出予算の減額等があった場合に発注者から契約の解除を求めた場合は、契約約款第15条第８項に基づき、発注者と受注者双方の協議の上、賃借期間満了までの賃貸借料金相当額を違約金として清算することとなります。 |
| 3   | 5/13 | 5/27 | 契約約款第7条２項について<br>リース料の日割り計算条項がありますが、弊社リース料は暦月ベースまたは応当日ベースの月額発生としており、日割り計算には対応していません。<br>この条項の削除は難しいでしょうか。                                                                                                                                                                           | 当該契約約款の削除は出来かねます。                                                                                                                                                                              |
| 4   | 5/13 | 5/27 | 賃料の請求について<br>契約約款第8条にリース料は6ヶ月分をまとめて後払いとありますが、リース料の構成要素である車両代を弊社は前払いしておりますこと、リース料は月次発生していることなどから毎月支払いに変更できませんでしょうか。                                                                                                                                                                  | 毎月支払いに変更することは出来かねます。                                                                                                                                                                           |
| 5   | 5/13 | 5/27 | 所轄官庁等への手続きについて<br>仕様書８項に車検登録後、災害時における緊急通行車両に係る手続きを行い、標章等（標章及び「緊急通行車両確認証明書」の原本のことをいう。以下同じ。）を発注者へ提出する。とありますがこの対象は全車両でしょうか。                                                                                                                                                            | お見込みのとおり、全車両が対象です。                                                                                                                                                                             |
| 6   | 5/13 | 5/27 | 仕様書 10. 自動車保険関係について<br>自動車保険会社の指定はございますか。<br>優良割増引率はいかにほどですか。                                                                                                                                                                                                                       | 自動車保険会社の指定はございません。<br>優良割増引率については、水道局では把握していません。                                                                                                                                               |
| 7   | 5/13 | 5/27 | 仕様書 11. メンテナンス関係について<br>冬タイヤの2年毎交換のスケジュール管理につきましてはご契約先様からの交換お申し出が必要となります。ご協力いただけますでしょうか。<br>また、代車の提供開始日はメンテナンス工場への入庫日からと考えてよろしいでしょうか                                                                                                                                                | メンテナンス関係の調整は受注者側から行っていただくことを想定しておりますが、突発的、一時的な事情がある場合は契約約款第28条の３に基づき、都度協議のうえで決定いたします。<br>また、代車の提供開始日はお見込みのとおりです。                                                                               |
| 8   | 5/13 | 5/27 | 8. 仕様書 16. 公租公課の変更について<br>公租公課の変更時は賃料の変更は行わないとありますが、変更差額の精算は可能ですでしょうか。                                                                                                                                                                                                              | 仕様書第16項の記載のとおり、賃料の変更は行いません。                                                                                                                                                                    |

## ●質問及び回答

対象案件： 札幌市水道局庁用自動車リース（ＨＶステーションワゴン）

| N o | 質問日  | 公表日  | 質問事項                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                                                     |
|-----|------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9   | 5/13 | 5/27 | 物品賃貸借契約書約款について 第5条第7項<br>賃貸人が契約不適合責任を負う内容。売主との間で解決してもらう（第10条と同様の対応として頂きたい）よう変更できませんか。                                                                       | 当該契約約款の変更は出来かねます。                                                                                                                      |
| 10  | 5/13 | 5/27 | 物品賃貸借契約書約款について 第7条第2項<br>希望の契約期間の場合、日割りは発生しないが、記載されている意図は何でしょうか。<br>通常車検期間を超えるリース期間の設定はないものと考えておりますが、賃貸借期間については実際の車両登録日を開始日とした車検期間に変更することはできないでしょうか。        | 開始日を10月1日から変えることは出来かねます。<br>案件によっては日割料金が発生することを想定して記載しておりますが、お見込みのとおり、本案件については該当いたしません。                                                |
| 11  | 5/13 | 5/27 | 物品賃貸借契約書約款について 第8条：半年ごとの後払い<br>毎月のリース料を翌月末までのお支払い等に変更できませんか。                                                                                                | 当該契約約款の変更は出来かねます。                                                                                                                      |
| 12  | 5/13 | 5/27 | 物品賃貸借契約書約款について 第10条第3項：メンテナンス<br>メンテナンスは賃貸人所定のドライバーズガイドブック及びメンテナンスサービスカード記載の通りとして頂きたい                                                                       | 当該契約約款の変更は出来かねます。                                                                                                                      |
| 13  | 5/13 | 5/27 | 物品賃貸借契約書約款について 第15条第2項（8）：表現の相違<br>委託者/受託者は発注者/受注者ではないでしょうか。                                                                                                | ご指摘のとおりです。本件においては、「委託者」を「発注者」、「受託者」を「受注者」として読み替えてください。                                                                                 |
| 14  | 5/13 | 5/27 | 物品賃貸借契約書約款について 第15条第8項：違約金<br>満了までのリース料相当額が上限になっていますが残価設定額がある場合残価額も含めていただけないでしょうか。                                                                          | リース料総額が上限となります。                                                                                                                        |
| 15  | 5/13 | 5/27 | 物品賃貸借契約書約款について 第18条第2項：損害賠償額<br>事故などで使用不能となった場合の損害賠償額も上記同様、残価額を含めていただきたい。                                                                                   | リース料総額が上限となります。                                                                                                                        |
| 16  | 5/13 | 5/27 | 物品賃貸借契約書約款について 第20条第2項：発注者の責めによる損耗等<br>天災地変等の不可抗力、第三者のいたずら等まで受注者負担は受入れ難く変更できませんか。                                                                           | 当該契約約款の変更は出来かねます。                                                                                                                      |
| 17  | 5/13 | 5/27 | 物品賃貸借契約書約款について 第23条第2項：原状変更<br>原状変更した箇所の修理も受注者となっております。車両仕様書4（1）に記載の無線はこれにあたるのではないと思いますが、いかがでしょうか。その場合、当社では修理は受けられないですが削除、変更できないでしょうか。                      | 当該契約約款の変更は出来かねます。                                                                                                                      |
| 18  | 5/13 | 5/27 | 第24条：返却時の原状回復<br>返却時の原状回復について記載がありません。通常を超える損耗については修復して返却する旨、追記をお願いします。また、無線について、原価にも入っていませんし、取り外して返却されるものかと思いますが、取り付けで穴をあけたりするようであればその修復についてもお願いすることになります。 | 当該契約約款の変更は出来かねます。<br>通常を超える損耗が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、物品賃貸借契約書約款第20条に基づき、発注者負担となります。無線の取り外しにあたり修理を伴う場合、物品賃貸借契約書約款第23条に基づき、修理費用は発注者負担となります。 |
| 19  | 5/13 | 5/27 | 物品賃貸借契約書約款について 第26条：契約保証金の返還<br>契約保証金は、契約満了後に返還しますとありますが、契約締結後の返還が一般的と考えております。契約締結後の返還に時期の変更は可能でしょうか。                                                       | 契約約款第2条に基づき納付又は提供された契約保証金又はこれに代わる担保は、札幌市水道局契約規程第24条第5項及び契約約款第26条に基づき、契約の履行後に返還を行います。                                                   |

## ●質問及び回答

対象案件： 札幌市水道局庁用自動車リース（HVステーションワゴン）

| N o   | 質問日  | 公表日  | 質問事項                                                                                                                                                                                                                                                         | 回答                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20    | 5/13 | 5/27 | 物品賃貸借契約書約款について 第28条第2項：満了後のリース車の処分<br>満了後のリース車の処分について協議となっています。「処分」について協議の意味するところをご教示ください。                                                                                                                                                                   | 仕様書第14項のとおり、車両の塗装やステッカーシールの除去などについて協議をさせていただく予定です。                                                                                                                                                                                                           |
| 21    | 5/13 | 5/27 | 仕様書について 3：ファイナンス・リースと指定<br>ファイナンス・リースとの指定ですが、会計上のことでしょうか。メンテナンスリースでは採用されないのでしょうか。                                                                                                                                                                            | 会計処理との整合性の都合上、ファイナンス・リースのみとさせていただいております。                                                                                                                                                                                                                     |
| 22・23 | 5/13 | 5/27 | 仕様書について 6：納車が遅れるときは代車の提供<br>①代車の「引き渡し」は通常「レンタカー会社・メンテナンス工場」ですが問題ありませんか。<br>②提供した代車で事故が遭っても発注者は何ら費用を負担しないとされています。加害/被害に拘わらず事故に遭った場合に費用負担が発生しないとは考えられないように思いますが全てを自動車保険で賄いたいとの意向でしょうか。                                                                         | ①対象車両納車と同様に、納車場所での引き渡しを想定しておりますが、事情がある場合は協議によることとします。<br>②仕様書上の保険（免責なし）と同程度の保険内容が必要であると考えます。                                                                                                                                                                 |
| 24    | 5/13 | 5/27 | 仕様書について 8（2）：自動車税納入を証する書類<br>自動車税の納税証明は電子的確認に一本化されていますので省略できないでしょうか。                                                                                                                                                                                         | 管理の都合上、書類の添付としております。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 25    | 5/13 | 5/27 | 仕様書について 8（4）：当該手続きを受注者が行うこと<br>該手続きを受注者が行うことは行政書士法違反には当たらないという整理でよいでしょうか                                                                                                                                                                                     | 本項については、関係法令に基づき、適切に申請していただくことを受注者に対し求めているものであります。                                                                                                                                                                                                           |
| 26    | 5/13 | 5/27 | 仕様書について 11（8）：タイヤ交換<br>タイヤの仕様は別途指定（銘柄指定？）するとされていますがタイヤメーカー、銘柄等の指定は不可でも問題ないでしょうか。                                                                                                                                                                             | 銘柄等の指定が不可なのであれば、仕様書の要件を満たしているとは言えません。                                                                                                                                                                                                                        |
| 27    | 5/13 | 5/27 | 仕様書について 11（10）：その他の装置等の整備<br>無線を除く追加装備（拡声装置、ルーフラック）もメンテの対象とされていますが、実務上対応困難です。削除できないでしょうか                                                                                                                                                                     | 業務上必要なものとなりますので、削除できかねます。                                                                                                                                                                                                                                    |
| 28    | 5/13 | 5/27 | 車両仕様書 2（18）：ドラレコのSDカード<br>①受注者側での抜き取りは難しいため、「賃貸借期間終了後、・・・～・・・、記録媒体は札幌市水道局が抜き取って車両を返却するものとしします。」等の記載にしていきたい。<br>②抜き取らずに車両を返却した場合には、受注者からは返却しない旨も追記しておきたい。<br>③また期中にSDカードが使用不能となった場合は発注者の負担で購入（取り換え）が必要なことを追記いただけないでしょうか。<br>④所有権の移転に際し発生する費用とは何を想定しているのでしょうか。 | ①②SDカードは返却前に水道局で抜き取ることを想定しておりますが、個人情報取扱の観点から、抜き取りを失念した場合に返却を不要とする旨を追記することは出来かねます。<br>③リース期間中に使用不能となった場合は、所有権のある受注者側の負担で交換することを想定しております。<br>④本件の所有権の移転については、記録媒体に内在するデータの確実な消去を目的とした水道局への記録媒体の引渡しと同義であるため、記録媒体の引渡しに係る記録媒体の費用その他物理的回収作業等に別途費用が発生する場合を想定しております。 |
| 29    | 5/13 | 5/27 | 車両仕様書 第3者への再委託について<br>第3者への再委託について、当社が受注者として、メンテ工場他の協力会社に再委託することは問題ないでしょうか                                                                                                                                                                                   | メンテナンスに関しては、自社以外の工場と提携し、当該リース車両の整備等を実施することは可能です。入札説明書別紙3「法令に基づく定期点検整備及び保守管理体制について」においても自社工場以外での整備等を届け出ることが可能です。<br>その他の事項については、再委託は想定しておりません。                                                                                                                |